

鎌倉市ソフトボール協会慶弔見舞い規定

(目的)

第1条 この規定は、鎌倉市ソフトボール協会の役員および関係者あるいは上部団体、友好団体等との関係を円滑に保つことを目的とする。

(種類)

第2条 慶弔見舞いの種類はつぎのとおりとする。

- (1) 慶事の種類
 - 1) 各種功労者表彰、成績表彰に関する事。
 - 2) 上部団体、他支部協会など、各種団体の記念事業に関する事。
 - 3) その他、常務理事会が認めた者。
- (2) 弔事の種類
 - 1) 本協会の理事以上の役員および配偶者あるいは同居の親の死亡に関する事。
 - 2) 本協会の登録チーム会員、個人会員の死亡に関する事。
 - 3) 本協会の上部団体、他支部協会の役員の死亡に関する事。
 - 4) その他、常務理事会が認めたもの。
- (3) 見舞いの種類
 - 1) 本協会の理事以上の役員の病気、けが入院見舞いに関する事。
 - 2) その他、常務理事会が認めたもの。

(金額)

第3条 別表のとおりとする。

(その他)

第4条 本規定による処理の方法は次のとおりとする。

- (1) 本規定を実施する場合は、事象発見者が理事長または総務委員長に連絡し、理事長と総務委員長が協力して処理する。
- (2) 支出については、原則として年度予算によって賄うが、弔慰金等については理事以上の役員から徴収することがある。

制 定 : 平成10年4月1日

第1回改訂 : 平成13年4月1日

第2回改訂 : 平成17年4月1日

第3回改訂 : 平成23年4月1日

(別表)

分類	名称	内容	金額等	備考	
慶事	大会出場	登録チームの全国大会出場	30,000円		
		登録チームの関東大会出場	20,000円		
	永年在職	10年以上在職した理事長経験者	記念品		役員退任時に表彰
		15年以上在職した常務理事経験者			
		20年以上在職した理事			
記念事業	県協会、各支部協会の記念事業	5,000円～10,000円	理事長一任		
弔事	死亡	本協会役員	20,000円	生花等理事長一任	
		本協会役員の配偶者、親	10,000円	親は同居に限る 生花等理事長一任	
		登録チーム会員、個人会員	10,000円		
		県協会理事以上の役員	5,000円	理事長一任	
		他支部協会、友好団体の役員	5,000円	理事長一任	
見舞い		病気、けが	10,000円	5日以上入院	